

監視（防犯）カメラの利用基準について（大綱）

	大 綱	備 考
第 1 目的	<p>防犯カメラの適正な設置及び利用に関し、基本原則及び施策の基本となる事項を定めることにより、防犯カメラの有効性に配慮しつつ、区民のみだりに容ぼう、姿態を撮影されない自由その他の区民の自由と権利利益を保護することを目的とする。</p>	<p>官民を対象とする。 基本原則は、防犯カメラに係るすべての設置者・利用者に適用する。 (定義は第 2 参照)</p>
第 2 定義	<p>防犯カメラとは、<u>主に犯罪を予防するために設置される専用回路を用いたテレビカメラ</u>で、ディスプレイ、通信、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。</p> <p>2 設置者とは防犯カメラを<u>特定の場所に継続的に設置するもの</u>をいう。</p> <p>3 利用者とは、防犯カメラによって撮影された映像を視聴し、又は録画するものをいう。</p> <p>4 画像とは防犯カメラによって録画した映像のことをいう。</p>	<p>防犯目的に限定するため、他の目的(雇用契約の遵守状況、防犯以外のモニタリング(商品の売れ行き、客の流れ、混雑具合のチェック等)、学術・研究目的、政治・宗教活動等)は対象外 有線・無線を問わない</p> <p>移動式のムービーカメラやカメラ付携帯電話は対象外 個人住宅の防犯カメラ・ドアホン、事務所・事業所の建物内の防犯カメラも対象となる。</p> <p>モニターするだけでも利用者に該当する。</p>

	大 綱	備 考
<p>第3 基本原則（責務）</p>	<p>防犯カメラの設置者及び利用者は、次に掲げる基本原則にのっとり、防犯カメラの設置、利用及び画像の取扱いに関し、適切な措置を講じるように努めなければならない。</p> <p>一 防犯カメラの設置及び利用にあたっては、設置目的の達成に必要な範囲内で行うこと。</p> <p>二 防犯カメラの設置にあたっては、原則として、当該防犯カメラによって撮影される個人に対し、その設置目的及び設置場所を明示すること。</p> <p>三 画像は、当該防犯カメラの設置目的の達成に必要な範囲内で取り扱うこと。また、画像によって識別される個人（本人）の同意がある場合又は法令に規定がある場合を除き、設置目的以外の目的に利用し又は提供しないこと。</p> <p>四 画像は、設置目的の達成に必要な範囲内で正確な内容に保つこと。</p> <p>五 画像の取扱いにあたっては、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。</p> <p>六 画像の取扱いにあたっては、本人が適切に関与することができるように配慮すること。</p>	<p>防犯カメラの設置にあたっては、例えば隣家の建物内などを撮影対象としないこと。</p> <p>利用にあたっては、不必要なモニターや録画を行わないこと。</p> <p>犯罪行為の証拠収集等、覆面監視の場合には明示は不適切。かといって、例外規定は設けるべきではないか？</p> <p>目的外利用及び第三者への提供を原則として禁止する。</p> <p>画像の質は、目的達成のためにも、また、撮影範囲を明確にするためにも、できるだけ正確な内容を保つ必要がある。</p> <p>画像の保管場所、保管期間、保管方法等のセキュリティ確保策が必要。</p> <p>本人の適切な関与とは、本人の請求に応じて画像を開示すること、苦情に迅速に対応すること、など。</p>

	大 綱	備 考
<p>第4 防犯カメラ取扱者等</p>	<p>防犯カメラを設置し又は利用するにあたり、<u>不特定多数の者が自由に利用することができる道路、公園その他の公共の場所において、不特定多数の者を撮影し、かつ撮影した映像を録画する設置者又は利用者</u>(以下「防犯カメラ取扱者」という。)は、規則で定めるところにより、防犯カメラ設置利用基準を定め、これを区長に<u>届け出</u>なければならない。</p> <p>規則事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的 ・取扱者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ・防犯カメラ管理責任者の氏名及び住所 ・防犯カメラ管理責任者の守秘義務 ・防犯カメラの防犯対象区域、設置場所、設置台数、撮影範囲及び機種 ・設置場所の明示に関する事項 ・画像の記録方法、保管場所、保管期間及び廃棄方法に関する事項 ・防犯カメラ及び画像の安全確保措置に関する事項 ・法令に基づき、画像を設置目的以外の目的に利用し又は提供する場合の手續きに関する事項 ・本人関与に関する事項 ・苦情処理に関する事項 ・その他、管理及び利用に関する事項 <p>2 防犯カメラ取扱者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかに、その旨を区長に届け出なければならない。</p>	<p>義務規定の適用対象者を「防犯カメラ取扱者」として規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所は公共の場所。個人住宅、共同住宅、事務所・事業所等の管理敷地内や建物内等、「公共の場所」以外に設置しているものは対象外 ・事業所の敷地内にあっても、外向けに設置し、不特定多数の者を撮影・録画している場合も対象外としてよいか？ ・民間事業所であっても、金融機関、ホテル、娯楽施設、コンビニなど不特定多数の者が自由に利用することができる場所は「公共の場所」といえるか？ <p>モニターするだけで録画をしなければ防犯カメラ取扱者には該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定される「防犯カメラ取扱者」は、国、都、区、警察、商店会・町会(なお、国、都の行政機関、警察は第6の除外規定で適用除外となる)。 ・鉄道事業者がその敷地内の駅前広場にカメラを設置し、録画する場合は該当か？ ・切符を購入しないで自由に通行できる駅の構内は？ <p>義務の内容は「届け出」とし、許可制とはしない。</p>

	大 綱	備 考
	<p>3 防犯カメラ取扱者は、当該防犯カメラの管理及び利用を<u>防犯対象区域ごと</u>に適切に行わせるために、防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。ただし、防犯カメラ取扱者が自ら防犯カメラ管理責任者となる防犯対象区域については、この限りでない。</p>	<p>防犯カメラ取扱者に基準の届出を義務付けるのか？あるいは設置の届出を義務付けるのか？</p>
第5 義務規定	<p>防犯カメラ取扱者及び防犯カメラ管理責任者(以下「防犯カメラ取扱者等」という。)は、防犯対象区域内の見やすい場所に、防犯カメラに関する次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 防犯カメラ管理責任者の住所及び氏名、連絡先 二 設置場所 三 防犯カメラ作動中である旨 四 その他規則で定める事項 <p>規則事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置期間(期間限定の場合) ・ 本人関与できる旨と連絡先 ・ 故障時の表示 <p>2 防犯カメラ取扱者等は、画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。その地位を退いた後も同様とする。</p> <p>3 防犯カメラ取扱者等は、原則として画像を公開してはならない。本人の同意がある場合または法令に規定がある場合を除き、画像を設置目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。</p> <p>4 防犯カメラ取扱者等は、画像を設置目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新の内容に保たねばならない。</p> <p>5 防犯カメラ取扱者等は、画像の漏えい、</p>	<p>設置目的の明確化及び適法・適正な目的に関する義務規定は？</p> <p>第3の「基本原則(責務)」と内容が重複する。</p>

	大 綱	備 考
	<p>滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 防犯カメラ取扱者等は、画像について本人が適切に関与することができるように配慮しなければならない。また、苦情に適切かつ迅速に対応しなければならない。</p>	
第6 適用除 外	<p>防犯カメラ取扱者のうち、次の各号に掲げるものについては、第4、第5の規定は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国及び東京都の機関（捜査機関を含む） 二 事業者 	<p>金融機関、ホテル、娯楽施設、コンビニなどの民間事業者をここで適用除外とするか？</p>
第7 実行確 保策	<p>区長は、必要な限度において、防犯カメラ取扱者等に対し、防犯カメラの設置又は利用の状況について、報告させることができる。</p> <p>2 区長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に防犯カメラを設置し又は画像を保管している施設等に立ち入り、防犯カメラの設置及び利用状況について検査させることができる。</p> <p>3 前項の立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>5 区長は、第1項の報告及び第2項の立入検査により、防犯カメラ取扱者が第4、第5の規定に著しく違反しているとき、その是正又は中止を指導し、又は勧告することができる。</p>	<p>実行確保策まで講じる必要性があるか？</p>

	大 綱	備 考
第 8 苦 情 等 の 申 立 て	<p>区内在住者、区内の事業者・通勤者・通学者は、防犯カメラの設置及び利用について、意見、要望、苦情等を区長に申し立てることができる。</p> <p>2 区長は、防犯カメラの設置及び利用に関し、設置者、利用者と本人との間に生じた前項の苦情を適切かつ迅速に処理するように努めなければならない。</p> <p>3 区長は、第 1 項の意見、要望、苦情等について必要があると認めるときは 委員会の意見を聴くことができる。</p>	

大綱 参考図

